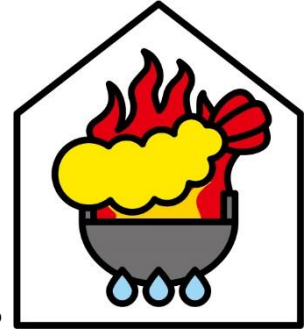


2019年10月1日～

火を使用するすべての飲食店に、 消火器の設置が必要となりました。



- ※ 2016年12月に発生した糸魚川大規模火災を受けて消防法が改正され、火を使用する設備又は器具があるすべての飲食店に消火器の設置が義務づけられました。
- ※ 調理油加熱防止装置や自動消火装置、圧力感知安全装置などの安全機能を有する装置があれば免除できます。詳しくは所轄の消防署へお尋ねください。

○消火器（住宅用消火器は除く）の設置にあたっては、

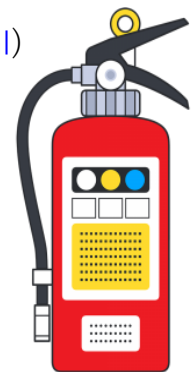
- ① 消火器はお近くの販売店等で購入してください。標識も忘れずに。
- ② 消火器を設置後、6ヶ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署へ点検結果報告書を提出します。（消火器設置義務対象施設においては、点検及び消防署への報告が必要となります。）

○設置後は消火器の点検をしましょう

- ① ご自分で点検することができます。
 - ・蓄圧式消火器は製造年から5年まで外観のみの点検、
 - ・加圧式消火器は製造年から3年まで外観のみの点検
- ② 点検や報告には、下記のQRコードをご利用ください。消防庁ホームページでもご覧いただけます。

(URL : https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)

点検報告支援 パンフレット	消火器点検 アプリ	点検結果報告書
		



※消火器を新規で設置された場合、消防署への届出が必要となります。